

令和6年度 千葉県 週休2日制適用工事実施要領に係るQ&A

最終更新：令和6年10月1日

No	試行要領		Q	A
1	2 用語の定義	(2) 2) 現場閉所 (3) 2) 休日	現場代理人が会社で事務作業をしているような場合は現場閉所及び休日にあたりますか。	休日のカウントは、現場作業がされているかどうかのみで判断します。（現場事務所で事務作業のみを行っている場合も、現場閉所日及び休日としてカウントします。）よって、標記の場合でも現場閉所及び休日扱いとなります。
2	2 用語の定義	(2) 2) 現場閉所	現場閉所による週休2日工事として発注していますが、受注者から土日作業の希望があった場合、承認してよいですか。	現場閉所日は土日に休日を限定するものではありません。 平日、土日祝も含めて、計画的に休日を確保していただければ構いません。
3	2 用語の定義	(2) 2) 現場閉所	舗装修繕工事の場合、現場事務所を設置しないことが多いが、現場閉所の考え方はどうなりますか。	現場閉所とは、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいうので、現場事務所がなくても、現場で作業をしていなければ現場閉所と判断してください。
4	2 用語の定義	(2) 2) 現場閉所	複数業者が現場に入っているような場合に、代表してA社から交通誘導員を出してもらっています。A社は休みだが、他社のために交通誘導員だけを配置しました。このような場合、A社は休日扱いでいいですか。	事情からしても休日扱いですし、交通誘導員の配置は、要領の「現場管理上必要な作業」と読み取れることから現場閉所していると判断できます。
5	2 用語の定義	(2) 3) 対象期間 (3) 4) 対象期間	舗装修繕工事の場合、事前測量してから実際に現場を施工するまでかなり期間が空くが、その期間も対象期間となりますか。	現行の制度では、舗装修繕の場合、対象期間の大半が休日になってしまうこととなりますが、あくまでも現場に最初に着手した日から現場完成日までが対象期間です。
6	2 用語の定義	(2) 3) 対象期間 (3) 4) 対象期間	受注者から、下請業者が見つからないために一時的に現場を止めたいと相談がありました。このような場合は対象期間から除くべきですか。	受注者の責によらない理由の場合には一時中止等を検討してください。 それ以外であれば、現場施工中にいつ休むかは受注者の自由なので、理由に関わらず現場作業を行っていないのであれば、対象期間にしたまま現場閉所日及び休日としてカウントすればよいと思います。

令和6年度 千葉県 週休2日制適用工事実施要領に係るQ&A

最終更新：令和6年10月1日

No	試行要領		Q	A
7	2 用語の定義	(2) 4) 現場着手日	現場近くの資材置き場等に材料を搬入する場合には「現場着手」と判断して対象期間がスタートしますか？	要領に「現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日」と記載がありますが、現場から離れた場所で行われる（Ex受注者の敷地やストックヤード等）作業までは確認ができないため、あくまでも工事を実際に行う「現場」で上記作業が開始された日を現場着手日としてください。
8	2 用語の定義	(4) 1) 対象期間外	お盆休み（8月13日から15日）が土日と重複する時は、どう取り扱えばいいですか？	要領に基づき、対象期間から夏季休暇3日間を除くことになっています。土日に重複していたとしても夏季（7月・8月）が工期が含まれる場合には対象期間（分母）から自動的に3日間を控除すると考えてください。夏季休暇は8月13日から15日を固定しているものではありません。受注者が7月に夏季休暇を取得させる制度になっているのであれば、7月のその時期の3日間を控除すればよいです。
9	2 用語の定義	(4) 1) 対象期間外	夏季休暇を2日しか設けない受注者がいた場合、どのように取り扱えばいいですか？	例えば、8月4日、5日を夏季休暇とする受注者の場合には、8月3日もしくは6日を含めた3日間を対象期間から控除します。
10	2 用語の定義	(4) 1) 対象期間外	夏季休暇を5日設ける受注者がいた場合、どのように取り扱えばいいですか？	例えば、8月2日から6日までを夏季休暇とする受注者の場合には、そのうちの任意の3日間を対象期間から控除すればよく、2日分は受注者の自主的な休みとして現場閉所日にカウントできます。
11	2 用語の定義	(4) 1) 対象期間外	対象期間外とできる「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」とは具体的にどのような期間ですか。	例えば交差点改良等、交通の安全確保のため、規制期間を短くするよう警察等から要請がある場合等、施工する前から連続的な施工が必要なることを把握している工種について、受発注者間の協議を行い、週休2日の対象期間外にすることができます。 ※受注者が計画的に休暇を取ることが目的ですので、『施工してみたら週休2日達成できなそうなので、一部工種の施工期間を対象期間から外す』のはNGです。

令和6年度 千葉県 週休2日制適用工事実施要領に係るQ&A

最終更新：令和6年10月1日

No	試行要領		Q	A
12	2 用語の定義	(4) 2) 4週8休	月によっては土日の日数を休んでも現場閉所率が28.5%超えない状況が生じますが、土日の日数以上休むように計画しないといけませんか。	現場閉所による週休2日の場合、暦上の土日の閉所が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行ってれば4週8休以上を達成しているものとみなします。
13	3 対象工事		港湾工事は対象外なのですか。	港湾関係工事（「港湾土木請負工事積算基準」の工種区分を主な工種として積算している工事）は、本要領の対象外です。令和5年度から港湾工事を対象とした要領の運用を開始しました。詳細は「週休2日制適用工事（港湾関係工事）試行要領」をご確認ください。
14	3 対象工事		土木事務所が実施する港湾課所掌工事はどうなりますか。	港湾事務所に限らず、港湾関係工事はすべて本要領対象外です。なお、港湾課所掌工事であっても、「国土交通省土木工事標準積算基準書」の工種区分を主な工種として積算している工事は、本要領の対象となります。
15	3 対象工事		対象工事はどのように判断しますか。	①現場施工が1週間未満、②緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）、③営繕工事、港湾工事、が対象外です。
16	3 対象工事		計算上は現場施工が一週間以上かかりそうでしたが、実際に現場施工が一週間以上かどうか判断がつかないため、幅広に発注者指定型で発注しておきました。受注者が工程表を提出してきたところ、現場施工予定は5日間でした。その場合、どのように取り扱えばいいですか？	対象期間は現場着手日（現場事務所の設置や起工測量を行った日）から現場完了日までの期間となりますので、基本的に発注時に計算した現場施工日数より長くなります。受注者が示す対象期間が要領に沿ったものになっているか再度確認いただき、受注者には現場施工が一週間未満の工事は試行要領3対象工事に基づき「対象外」となる旨を説明してください。

令和6年度 千葉県 週休2日制適用工事実施要領に係るQ&A

最終更新：令和6年10月1日

No	試行要領		Q	A
17	3 対象工事		現場施工を試みたら、雨天等もあり、現場施工期間（現場着手から片付けまで）が8日となりました。対象工事として取り扱っていいですか？	要領6（2）「受注者による意思表示」に基づき、「現場着手前」に対象期間の協議をすることになっていますので、後から対象とすることはできません。 ※週休2日制を実施しているのは、あくまでも「計画的に」休みを取るための制度であって、結果的に休みが取れたから補正等をするというものではありません。
18	3 対象工事		土木工事と営繕工事を合冊で発注します。その場合、要領はどのように適用すればいいですか？	経費補正の方法が違いますので、土木工事の範囲は本要領、営繕工事の範囲は営繕課が作成している要領を適用してください。
19	4 発注方式		トンネル工事において24時間稼働することを前提に設計を行っています。そのような場合にも週休2日の取組をする必要がありますか。	発注前に現場閉所が明らかに困難な工事と判断できる場合は、週休2日交替制工事として発注してください。
20	4 発注方式		民地に隣接する急傾斜地の工事等で、住民の意向が大きく関係するような場合でも、週休2日制適用工事として発注した方がよいか。	対象外工事に含まれませんので、週休2日制適用工事の対象工事として発注してください。 また、現場閉所が可能か判断が難しい場合は、当初現場閉所で発注し、現場着手前に受注者より現場閉所が難しい申し出があれば、交替制に変更してください。
21	5 工事費の積算		機械経費の補正はすべて対象ですか。	機械経費については賃料が補正対象です。損料は補正されません。
22	5 工事費の積算		土木工事標準単価は週休2日の補正が必要ですか。	令和6年10月版要領より、土木工事標準単価にも補正係数が設定されるようになりました。
23	6 実施方法	(2) 受注者による意思表示	特記仕様書に適用工事と記載するのを忘れていた場合、対象とするのか。	対象工事は特記仕様書に明記することとなっています。特記仕様書も契約書の一部なので事前に記載されていなければ対象外となります。

令和6年度 千葉県 週休2日制適用工事実施要領に係るQ&A

最終更新：令和6年10月1日

No	試行要領		Q	A
24	6 実施方法	(4) 実施報告	<p>試行要領6(4)実施報告に基づき毎月現場閉所・休日確保状況を確認するようですが、ある月は4週6休相当、ある月は4週8休相当等となった場合、最終的な判断はどのようにしますか。</p>	<p>月単位の週休2日は、すべての月において4週8休相当の達成している状況を指します。ある月で4週8休を達成できなかった場合は、通期で4週8休相当の達成ができていないかを確認し、達成状況に合わせて減額変更してください。</p> <p>※補正は3段階</p> <p>①月単位の週休2日達成⇒変更なし</p> <p>②月単位が達成できず通期のみ達成⇒通期の週休2日の補正係数に変更</p> <p>③月単位及び通期未達成⇒補正なしに変更</p>
25	6 実施方法	(4) 実施報告	<p>受注者の責により現場を休止していた期間があります。この場合、チェックリストでの取扱いはどうすればいいですか。</p>	<p>工事故による現場停止期間等、受注者の責によるものについては、現場閉所及び休日とは言えません。チェックリスト上は空欄（作業日と同じ扱い）としておき、備考欄にその状況がわかるように記載をしておいてください。</p> <p>ただし、もともと現場閉所及び休日とする予定だった日については、休みとして構いません。</p> <p>Ex.木曜日から翌週の火曜日まで受注者の責で現場を休止した場合において、もともと土日は休みで計画されていた場合には、木曜日、金曜日、月曜日、火曜日の4日間だけが空欄処理となり、土曜日と日曜日は休みにカウントできます。</p> <p>なお、チェックリストでは、夏季休暇等に含められない休みとして「その他休」という項目を設けていますが、これは対象期間から控除するための項目なので、今回のような場合には使用できません。</p>